

地域限定保育士制度について

資料 4

- 保育士資格者の新規獲得を図るため、平成27年度に「国家戦略特別区域限定保育士」制度を創設。
⇒児童福祉法等の一部を改正する法律(R7.10.1施行)により、一般制度化(全国展開)
- 国家戦略特別区域限定保育士」制度は、神奈川県、大阪府、沖縄県の3府県で実施
- 制度の導入には、都道府県は「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請し、その認定を受けなければならない。 ⇒三重県は、令和7年11月13日付けで認定された。

	保育士試験(通常試験)	地域限定保育士試験
試験	筆記 + <u>実技(音楽・造形・言語から2科目)</u>	筆記 + 実技講習会(音楽・造形・言語・見学実習 計27時間以上) (都道府県等実施の講習会を修了することで実技試験を免除)
勤務先	全国で勤務可能	・登録(*)した都道府県等でのみ就労可能 (＊試験合格者は、地域限定保育士登録を受けること) ・登録後3年経過し、地域限定保育士として1年(1,440時間)以上の勤務経験がある場合には、申請によって通常の保育士登録が可能(全国で勤務可能)
根拠法	児童福祉法 (第18条の4、第18条の8 ほか)	児童福祉法 (第18条の28、第18条の29 ほか)



三重県で保育士資格を取得しませんか？

地域限定保育士試験が はじまります！



令和8年度 三重県地域限定保育士試験

【筆記試験】令和8年10月24日（土）、25日（日）

※通常試験の筆記試験と同日程

【保育実技講習会】

令和8年12月5日（土）～令和8年12月22日（火）

のうち5日間（予定）

【受験申請受付期間】

令和8年7月3日（金）午前10時

～令和8年7月23日（木）午後5時

※郵送の場合、当日消印有効

地域限定保育士試験って？

通常の保育士試験と共通の筆記試験を合格された方が、三重県が実施する

保育実技講習会を受講し、修了することで、実技試験が免除となる試験制度です。

合格者は、地域限定保育士登録後3年間は三重県内のみで保育士として働く
ことができます！！（4年目以降は、全国で働ける保育士登録を受けることができます。）



保育実技講習会ってどんなことをするの？

「音楽」「造形」「言語」の実技を学ぶ講座と、保育所等での実習です。
計5日間（計27時間）で修了できます。

お問い合わせ先

- 地域限定保育士試験受験申請、その他保育士試験全般に関するお問い合わせ
保育士試験事務センター TEL:0570-00-4194(ナビダイヤル)
- 三重県地域限定保育士制度に関するお問い合わせ
三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班



TEL:059-224-2268

／ 詳細はこちら ／

